

昭和五十八年十一月十八日受領
答 弁 第 一 九 号

(質問の 一九)

内閣衆質一〇〇第一九号

昭和五十八年十一月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員藤田スミ君提出くん蒸剤エチレンジブロマイド(EDB)の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員藤田スミ君提出くん蒸剤エチレンジブロマイド(EDB)の安全性に関する質問に対する答弁書

一について

EDBくん蒸が行われた青果物については、従来から、消費者が喫食する時点で残存量がくん蒸以下になるような条件の下で流通を認めているところであり、規制の見直しを行う必要はないと考える。

二について

EDBくん蒸をして輸入されている果実の輸出地域別の種類及び数量(昭和五十七年実績)は、次のとおりである。

輸 出 地 域	種 類	輸 入 数 量 (単 位 ト ン)
アメリカ合衆国	ハワイ諸島産パイヤ フロリダ産かんきつ類	三、三三六 一一五、七三八
イスラエル	かんきつ類	八、八九九
台 湾	かんきつ類 マンゴウ れいし	二五一 一 三九三
フィリピン	マンゴウ	八一

三について

かんきつ類等の輸入監視に当たっては、今後とも、食品衛生の確保に十分配慮してまいりたい。

四について

消費者が喫食する段階では十分に安全であるため、「EDB使用」の表示をする必要はないと考える。

右答弁する。